

福祉のしごとインターンシップ実施に関する受入施設と学校との覚書

(以下、甲という) と

(以下、乙という)

は、令和3年度に実施する「福祉のしごとインターンシップ」の取扱いについて、次のとおり覚書を締結する。

1 事故時の対応

乙は、学生に対し、体験中に事故が起こった場合甲に報告させるものとする。
なお、体験中の事故への対応は、要項の9「事故への対応」の定めるとおりとする。

2 誓約書の提出

「福祉のしごとインターンシップ」に参加する学生は、体験に先立ち甲に対し「誓約書」を提出する。

3 体験の打切り

誓約書に違反する行為が生じた場合、甲は乙と協議の上、体験を打切ることができる。

4 その他の対応

この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

5 覚書の効力

この覚書は、下記の署名日付より体験修了日まで効力を持つものとする。

本覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 受入施設名

施設長

印

乙 学校名

責任者氏名

印